

第26回山口県障害者スポーツ大会(キラリンピック) アーチェリー競技 実施要領

1 競技規則

令和8年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則(公益財団法人 日本パラスポーツ協会制定)によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 競技方法

- (1) 1的3名以内(A・B)の1立制とし、3射ごとに採点・矢取りを行う。
- (2) 行射時間は3射2分以内とする。
- (3) 競技開始前の試射は6射とし、2分3射矢取り・2分3射矢取りの順に行う。
- (4) 競技進行は、音響・視覚による時間管理装置(信号機)により行う。

3 用具

原則、競技に必要な用具は出場選手が各自用意し、用具検査を受けた物を使用するとともに、大会期間中の用具管理は各自の責任において行うこと。

4 服装

服装は、競技をする上で、支障のないものを着用する。

5 用具検査

用具検査は、大会当日に競技会場で行う。用具検査の対象は、弓具以外に服装、車いす、補助具等も含まれる。

6 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式
 - ア 表彰式は、競技終了後競技会場で行う。
 - イ 種目ごと、障害区分ごとに1位から3位までの選手にメダルを授与する。

7 介助者

- (1) 特別な事情のある選手は、介助者を1名つけることができる。選手の介助を行う者は、あらかじめ主催者の承認を得て「介助許可証(ビブス)」の交付を受け、競技終了時まで着用すること。
- (2) 介助者は、シューティングライン(SL)まで入場することができる。
- (3) 選手への助言は認めない。ただし、用具に重大な異常が生じていることを告げる場合は除く。
- (4) 介助者の違反行為は、すべて選手の違反行為とみなす。
- (5) 介助者は、射場内に競技上必要な物以外は持ち込んで서는ならない。
- (6) 介助者は、競技役員の指示に従わなければならない。

8 その他

- (1) 競技場内へは、大会役員、競技役員、競技補助員、情報支援ボランティア、実施本部員、競技者及びあらかじめ許可された介助者、報道関係者等関係者以外は立ち入ることができない。